**1　地域福祉協働**

**１－１　法人運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－１－１  法人の適正な運営 | 社会福祉法に基づき社会福祉協議会の運営が適正に行えるよう、また地域福祉を一緒に推進していくため理事会・評議員会を開催します。 | 1. 理事会を年4回程度開催します。 2. 評議員会を年3回程度開催します。 3. 必要に応じて書面決議で行います。 | 理事・評議員と適正な社協運営を行い、理事・評議員の推薦団体等と協力し社協活動が地域に根付くように活動します。 |
| 社会福祉法に基づき、第三者委員会を設置し、苦情等に対応します。当社協が提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決し、サービス利用者の満足度を高め、サービス提供者としての信頼及び適正化を確保します。 | 1. 苦情担当者が苦情を受け付けます。 2. 苦情を書面にて記録します。 3. 第三者委員会へ苦情の状況を報告します。 4. 苦情申立人が希望する時は第三者委員の立ち合いをお願いします。 | 社協の福祉サービスを利用する利用者の満足度を高めるとともに、社会福祉法人としての公益性を高めます。 |
| １－１－２  例規集等の確認・見直し | 制度や事業の変更に適合している例規集を整えます。 | 1. 制度の改正等の際は、説明会や研修に参加し、例規集の整合を図ります。 2. 事業が変更になった時は各係で確認し、適宜見直します。 | 社会福祉法人として、根拠法令等に基づく適正な事業運営を行います。 |
| １－１－３  適正な経理事務・財産管理の遂行 | 会計基準に基づく経理事務を行い、適正な財産管理を行います。 | 1. 常に業務が法令等に適合しているか、確認しながら進めます。 2. 会計システムの有効活用を図ります。 3. 顧問税理士に確認してもらいながら、適正な会計処理を行います。 | 1. 社会福祉法人会計に基づいた経理事務・財産管理を行い、効率的で安定した経営を行います。 2. 会計システムを活用し、会計処理の効率化と職員への見える化を図ります。 3. 会計処理のマニュアルを作成し、適宜更新します。 |
| １－１－４  職員の勤務管理 | 職員の勤務管理及び給与等の計算や源泉徴収等の業務を適正に行います。 | 1. 毎月の給与計算や税金の支払い等正確に行います。 2. 届出が必要な書類を適正に作成します。 3. タイムカード、休暇届、超勤命令簿などの適正管理をします。 | 1. 職員が安心して業務ができるよう社協規程に基づく適正な給与計算・勤務に関する書類等を作成し、職員の適正な勤務状況に努めます。 2. 制度の変更等に対応できるよう研修や勉強会に積極的に参加します。 |
| １－１－５  福利厚生事業 | 職員が心身の健康を維持し、日々の業務が遂行できるようにします。  また、働きやすい職場づくりに取り組みます。 | 1. 年１回健康診断を行います。 2. 感染予防のため、インフルエンザ予防注射等を実施します。 3. 職員のメンタルヘルスに注意します。 | 1. 職員の心身の健康保持に努めます。 2. 感染症による二次感染から利用者を守ります。 3. メンタルヘルスが保てるよう環境を整えます。 4. メンタルヘルスやハラスメントにおける研修会の実施を検討します。 |
| １－１－６  新型コロナウイルス感染対策 | 市民及び職員の安全確保のため、新型コロナウイルス感染防止対策を強化します。 | 1. 施設内の消毒等を徹底し、接触感染を防止します。 2. 職員の健康管理を行い、他の職員や利用者への二次感染を防止します。 3. 職員が感染した場合を想定し、業務遂行マニュアルを状況に応じ更新します。 4. 感染予防のため、新型コロナウイルスのワクチン接種を推進します。 | 1. 定期的に施設内の換気を行い、空気感染を防止します 2. 毎日、施設内の消毒を行い、接触感染を防止します。 3. 全職員の健康状態を毎日確認します。 4. 職員が感染した場合を想定し策定した業務遂行マニュアルについて、市や保健所等の方針に準じて更新します。 5. 抗原検査キットを一定数確保し、必要に応じて職員に検査を実施します。 |
| １－１－７  ＢＣＰ（事業継続計画）の策定 | 災害が発生した際に、職員が役割を理解して対応できるよう、ＢＣＰ（事業継続計画）の策定を行い、平時より準備を進めます。 | 1. どの職員が対応しても一定の業務の質が保てるように災害時の対応マニュアルを整備します。 2. 職員の災害対応に対する意識を継続して持てるように取り組みます。 3. 関連団体と連携しながら災害支援を行えるよう調整を行います。 | 1. 職員災害初動マニュアルの見直しを行い、必要に応じて更新を行います。 2. ＢＣＰ(事業継続計画)を作成し、災害時に継続する事業の優先順位を明確にします。 3. 職員研修を実施し、マニュアル等の理解を進めます。 4. 協定締結団体と連携して学ぶ機会を作ります。 5. 災害支援に必要な資源を確保できるよう様々な団体との協定締結を協議します。 |
| １－１－８  人材育成 | 職員が意欲をもって勤務できる職場環境を整えます。 | 1. 専門職としての研修等に計画的に参加できるようにします。 2. 職員との面談を行いながら、適正な配置を行います。 3. 職員が業務に意欲を持ち、力を発揮できるような成績評定を行います。 4. 発展強化計画推進委員会、研修委員会、人材戦略委員会、情報セキュリティ委員会、親睦会の事務局を担い、職員間の活発な意見交換を促します。 | 職員間で職場環境改善に向けた前向きな協議の場を設け、職員一人一人が主体的に組織運営に関わるように、職員のスキルアップと仕事への意欲向上を図ります。 |
| １－１－９  ブロック社協活動 | 佐久ブロック内の社協と共同し、共に研鑽する機会の確保や情報共有を行います。 | 1. 佐久ブロックや関東ブロックの研修等について、職員に積極的に参加を促すことで自己啓発の機会とします。 | 佐久ブロックで行われるフォーラムや職員研修の窓口となり、佐久地域の社協職員と交流する機会や学ぶ機会を確保します。  多くの職員が参加するよう促します。 |
| １－１－１０  心配ごと相談 | 心配ごと相談に応じ、市民の福祉の向上を図ります。 | 1. さまざまな相談内容に応じて、関係機関と連携した支援を行います。 2. 交通・災害遺児への見舞金を県社協へ申請して、適切に対応します。 | 生活相談に対応し、関係機関と連携を図り、支援します。 |
| １－１－１１  日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助等を行う事により、地域での生活が送れるように権利を擁護する支援を行います。 | 1. 福祉サービス利用援助や、金銭管理を通し、安定した生活が継続できるように支援します。 2. 基幹社協として、管内社協と連携を図りながら、ガイドラインに沿って生活課題を明らかにし、支援します。 | 1. 生活相談に対応し、関係機関との連携を通して、相談体制の充実を図り、利用者の生活支援を継続します。 2. 基幹社協、管内社協とともに金銭管理、運営チェック事業機能を強化します。 3. 管内社協（立科町）の単独実施に向けて調整を行います。 4. 事業を通して関係機関と共有しながら、安心して生活できる地域づくりを進めます。 |
| １－１－１２  地域福祉活動のコーディネート | 区や地域のささえ合い活動を支援し、「誰も孤立させない区」を目指します。 | 市内8地区に地区担当者を配置し、区及び地区会議等に参加して相談支援を行います。 | 1. 毎月開催される民生・児童委員協議会地区会に参加し、情報収集を行うとともに、必要な相談支援を行います。 2. 生活支援コーディネーターと連携して、各区等で開催される会議に必要に応じて出席し、ささえ合いの体制を推進します。 |
| １－１－１３  介護予防人材育成事業  （ささえ愛サポーター） | 高齢者が地域の中で生きがいや役割をもって生活ができるような、居場所と出番づくりを実現させるため、地域で介護予防活動を実践するボランティアの育成及び支援を行い、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。 | 1. 介護予防地区指導者養成研修を開催します。 2. 介護予防地区指導者の自主研修や活動を支援し、連絡会の運営を行います。 | 1. 養成研修を年10回開催し、地域における介護予防教室等の運営の担い手を、育成します。 2. 自主研修などを通じ、地区指導者同士の連携や情報交換を行う場として、連絡会を運営し、継続的な資質向上を図ります。 |
| １－１－１４  ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 | 高齢者の安否確認及び孤独感の解消を図り、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。 | 1. 民生・児童委員や地域包括支援センターと連携し、市内に在住する一人暮らし高齢者の内、希望者に対し安否確認を電話にて行います。 2. 連絡が繋がらない場合、民生委員や地域包括支援センターと連携し安否の確認を行います。 3. 概ね75歳以上のひとり暮らし高齢者に、1人あたり年5通を目安にハガキを送付します。 | 1. ひとり暮らしの高齢者の安否確認ができ、孤独感が軽減されるように努めます。 2. コールの対象者及び担い手の確保に向け、働きかけを継続します。 |
| １－１－１５  長野県共同募金会小諸市共同募金委員会事務局 | 市民のつながり、たすけあいの精神をキーワードとし、共同募金を活性化させ、住民が参画する多様な地域活動へ配分を行います。 | 1. 共同募金委員会及び配分検討委員会を開催します。 2. 広報・啓発活動のためのチラシの全戸配布及び社協情報誌、ホームページへの掲載を行います。 3. 戸別募金・法人募金・募金箱等による募金活動を実施します。 4. 区・ボランティア団体等への配分事業を実施します。 | 1. 多くの市民の方のご理解とご協力をいただくために、広報・啓発活動を継続するとともに、市民に強制感等を与えないよう配慮します。 2. 各区の戸別募金の集金額実績に応じ、協力金として6%を各区に配分します。また、法人募金の集金額に応じ、協力金として8%を市民生・児童委員協議会へ配分します。 3. 地域で活動している団体等に対し、共同募金を配分し、地域福祉の推進を図ります。 |
| １－１－１６  日本赤十字社小諸市地区事務局 | 赤十字事業遂行のために、日本赤十字社が置く長野県支部の小諸市地区機関として、諸計画を実施するとともに、市地区における福祉増進事業を行います。 | 1. 日赤活動費募集活動を行います。 2. 防災訓練への参加及び講習会の周知を行います。 3. 災害援護を行います。 | 1. 日赤活動へのご理解とご協力をいただくために、各区へ協力を依頼し、集金額の8%を各区に配分します。 2. 自然災害等の被災者に対する援護品、見舞金の支給を行います。 3. 小諸市防災訓練への参加及び救急法講習会の周知を行います。 4. 各区における赤十字奉仕団活動を円滑に実施頂くため、活動申請のあった区に対して、支援するとともに、活動資金集金額の5.8%+4,000円を各区に配分します。 |
| １－１－１７  団体事務局 | 各団体への活動支援として、事務局を担います。 | 1. 小諸市高齢者クラブ連合会事務局を運営します。 2. 小諸市遺族会事務局を運営します。 | 1. 円滑な運営及び予算の適正な管理を行います。 2. 円滑な運営の補助を行います。 |
| １－１－１８  被災者支援 | 各種災害による被災者への支援を行います。 | 1. 市民と東日本大震災被災者との交流事業への支援を行います。 2. 関係機関と連携して支援を行います。 | 各種の災害に対応し、必要とされる支援を速やかに行います。また、関係機関と連携し必要に応じ職員を派遣します。 |

**１－２　社協会費事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １-２-１  社協会費 | 地域福祉推進のため、各地区の福祉活動や社協の活動財源として、地域住民に理解していただき納入をお願いします。 | 1. 8月に区の協力を得て、全戸に対してチラシ・納付書を配布し、社協会費への理解を深めます。 2. 納付金額の20％を区へ還元します。 3. 法人等にはチラシと申込書を送付し、関わりのある法人は直接依頼を行います。 4. 納付していただいた法人は、広報誌「ささえーる」やホームページに法人名を掲載します。 | 社協会費を通して、地域福祉を推進する会員として、地域福祉に対して関心をもってもらい、社協活動についても考えてもらえるように情報を発信します。  目標額　一般会費　　710万円  法人会費　　25万円 |
| １-２-２  リフト車・福祉用具貸与事業 | 外出等に制限がある高齢者・障がい者等が社会参加できるよう福祉用具・車いす用リフト車を貸し出します。 | 1. 年度ごとに契約を更新し、リフト車を貸与します。 2. 受付簿を作成し、利用状況の確認を行います。 3. 貸出状況をシステム上で管理します。 | 外出等に制限のある人がリフト車や車いすを使用して積極的に社会参加することで、その人らしい生活の実現を支援します。 |
| １-２-３  福祉人材育成事業 | 将来の福祉人材を育成します。 | 1. 福祉系大学等の実習生を受け入れます。 2. 中学生等の職場体験の受け入れ要請に対応します。 | 1. 大学等と連携し実習生を受け入れ、人材育成を支援します。 2. 市内中学校が行う職場体験学習で、生徒の受け入れ要請に応え、福祉職場の体験を通じ福祉人材を育成します。 |
| １-２-４  災害時等住民支え合いマップ | 災害時等を想定して各区の見守り体制を可視化し区内支援体制の強化を図ります。 | 1. マップ更新時の地図等の材料の提供をします。また、必要に応じ職員が出席します。 2. マップ作成及び更新の啓発を行います。 | 1. 年1回、各区の支え合い活動調査票により、各区の更新状況の把握に努めます。 2. 個別避難計画の作成と併せて、マップが有効活用されるよう、関係機関と協議を継続します。 3. 未更新区に対し、更新を促します。また、更新時及び学習会へ、必要に応じ職員が出席します。 |
| １-２-５  広報活動 | 社協事業や地域の福祉活動等を紹介し、福祉の啓発を行います。 | 1. 情報誌「ささえーるこもろ」を年5回発行します。 2. ホームページの更新を行います。 3. コミュニティテレビこもろによる番組を放映し、広く社協活動をお知らせします。 4. 社協パンフレットの更新を行います。 | 1. 事業紹介や最新情報を伝えるため情報誌を発行します。 2. ホームページの更新を行い最新の情報を届けます。 3. 様々な媒体を活用し、広く市民に情報を届けます。 4. パンフレットの内容に変更があった場合は、適宜更新をします。 |
| １-２-６  防災ささえーる事業 | 市内で災害が発生した際に、復旧活動等が円滑に行われるための準備を行います。 | 1. 災害ボランティアセンター立上訓練を行います。 2. 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直しを継続して行います。 3. 関係団体との連携を進めていきます。 | 1. 県社協等で行われる研修会へ参加します。 2. 年1回、災害ボランティアセンター立上訓練を行います。 3. 市の防災訓練に参加します。 4. 研修で職員のスキルアップを図ると伴に、各種マニュアルの見直しを進めます。 5. 災害時の協定など関係機関と連携を進めていきます。 |
| １-２-７  福祉推進委員会の設置、運営支援 | 各区に設置することで、区内の支え合い活動の充実を図ります。 | 1. 設置している区に年間10,000円の補助金を交付します。 2. 運営に係る相談支援を行い、必要に応じ会議に職員が参加します。 | 全区に福祉推進委員会が設置され、各区で支え合い活動が継続できるよう支援します。 |
| １-２-８  地域福祉活動計画の推進 | 2020年4月から市と新たに作成した第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域の支え合い活動を推進します。 | 1. 毎年の事業計画に反映し、目標達成に向けて活動します。 2. 計画の周知に努めます。 | 市と共にPDCAサイクルにより進捗状況の評価を行います。 |
| １-２-９  福祉学習 | 地域の集まりや小中学校等で、障がいや病気をもっている方々の生活を伝え、思いやりの心を育みます。 | 1. 市内小中学生を対象に、体験学習や講演等を実施します。 2. 区や企業等を対象に、福祉学習を実施します。 | 1. 市内小中学校及び各地域に、福祉学習の実施を呼びかけます。 2. 様々なメニューに応えられるよう、関係機関、ボランティア団体、当事者や専門職と協働して取り組みます。 3. 福祉学習に必要な用具を貸   し出します。 |

**１－３　介護予防地域支援事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－３－１  介護予防地域交流事業 | 高齢者の社会参加を促し、地域における自立した生きがいのある活動的な生活を促進するため、高齢者の身近な地域における交流の場が、住民主体により開催されるように支援します。 | 1. 介護予防に資する基礎的な知識を普及するため、講演会や研修会の地区開催を支援します。 2. 介護予防のための、地域活動の人材育成と活動を支援します。 3. 地域活動促進のための、介護予防地域交流事業に補助金を交付します。 | 1. 各地区で介護予防地域交流事業が、定期的に開催されるように促進します。 2. 新たな講師を発掘し、講師派遣の充実を図ります。 3. 開催数が少ない地区に対し、他区の活動内容を紹介するなどして、開催数の増加に向けて支援をします。 |

**１－４　一般高齢者介護予防事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－４－１  一般高齢者介護予防事業 | 身近な地域における介護予防教室等の実施を通じて、高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減及び悪化の防止を図り、生活機能を維持するとともに人と人とのつながりを保つことにより生活の質を向上させます。 | 1. 介護予防教室の企画運営を行います。 2. 介護予防の普及啓発を行います。 3. 受講者及び参加者に対する相談・指導を行います。 | 1. 各区において、月1回程度「健康達人区らぶ」を開催します。 2. 未開催地区に対し、開催に向け働きかけを行っていきます。 3. 高齢者福祉センターにおいて、「こもれびサロン」を開催します。 4. 高齢者が集う場所を活用し、チラシ等で介護予防の必要性を啓発します。 5. 参加者の相談窓口となり、助言指導を行うと伴に、地域包括支援センターと連携し、高齢者の生活の安定を図ります。 |

**１－５　小口貸付事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－５－１  小口資金貸付事業 | 緊急的かつ一時的に資金が必要と認められた者に貸付する事で、生活支援・生活再建を図ります。 | 1. 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合には紹介し、つなぎます。 2. 緊急時には市と連携しながら一時的な貸付を行います。 3. 貸付後、状況に応じ生活相談を行います。 4. 償還時や必要な時には、電話連絡や訪問し、生活状況の確認、相談支援を行います。 5. 償還業務を確実に行い、償還率の向上に努めます。 | 生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう、相談支援を行います。 |

**１－６　生活福祉資金貸付事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－６－１  生活福祉貸付事業 | 長野県社会福祉協議会から委託を受け、教育支援資金や低所得者、障がい・高齢世帯に対する資金貸付の相談窓口、申請手続きを支援し、生活支援・生活再建を図ります。  ※資金の貸付元は長野県社会福祉協議会 | 1. 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合には紹介し、つなぎます。 2. 貸付後、状況に応じ生活相談を行います。 3. 償還指導時や必要な時には、電話連絡や訪問し、生活状況の確認、相談支援を行います。 | 長野県社会福祉協議会から委託を受け、県社協貸付担当と随時相談、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談や申請手続きの支援を行います。 |

**１－７　生活困窮者自立支援事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－７－１  生活困窮者自立支援事業（まいさぽ小諸） | 1. 経済的に困窮し社会的孤立等様々な課題に対して、状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。 2. 生活保護に至る前の段階の自立支援を行います。 | 1. 相談者の多様な問題に対して、寄り添い、一緒に考える姿勢で相談に応じます。 2. 社協内外の関係機関のネットワークを活用し、相談者へ包括的に支援を行います。 3. 家計の可視化を図るなど、家計から生活再建につながる支援を行います。 4. 就労へ向け準備期間を含め、他機関と共につながるまで支援します。また、就労体験の場を開拓し、相談者が地域の企業等と繋がる支援を行います。 5. 子どもの学習支援を通して、貧困の連鎖を断ち切ると共に、世帯全体の支援を行います。 6. フードバンクを実施、緊急食糧等提供事業と連動し、困窮支援の一助に努めます。 | 相談者の困りごとに寄り添い、他機関多職種と包括的に伴走支援に努めます。 |

**１－８　ボランティアセンター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－８－１  小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業 | 市民活動等を総合的に支援するとともに、その推進を図ることを目的として市民活動・ボランティアサポートセンターを運営します。 | 1. 市民活動等に関する情報の収集、提供及び発信を行います。 2. 市民活動等に関する相談・コーディネートを行います。 3. センターの維持管理行います。 | * 1. ボランティアコーディネーターを配置し、市民活動等を支援します。   2. 市民活動を促進させるため、多様な社会資源を活用しながら、各種イベントを企画運営します。   3. センターの適切な管理運営を行います。 |

**１－９　高齢者福祉センター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－９－１  小諸市高齢者福祉センター運営事業 | 高齢者に対する各種相談や健康の増進、教養の向上を進め、高齢者が心身ともに健康で明るい生活が送れるようにします。 | 1. 施設の維持管理を行います。 2. 高齢者に対する各種相談事業及び健康の増進、教養向上及びレクレーションに関する事業の企画運営を行います。 | 1. 施設に所長以下必要な職員を配置し適正な維持管理を行います。 2. 各種相談に応じると伴に、教養講座等を開催します。 3. 蓄積したデータ（個人カルテ）を作り、状況に応じて適切なアドバイスを行います。 |

**１－１０　生活支援体制整備事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－１０－１  生活支援体制整備事業 | 日常生活上の支援が必要な高齢者が、在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による、多様な生活支援等の提供体制を構築するため、ニーズと生活支援等サービスの調整機能を担い、支援体制の充実強化を図ります。 | 1. 生活支援コーディネーターを配置します。 2. 生活支援体制整備推進会議を運営します。 3. 市、地域包括支援センターと毎月連絡会議を開催します。 | 1. 第1層（市全域）及び第2層（市の各中学校区域）を単位として、生活支援コーディネーターを配置し、資源開発・ネットワークの構築・ニーズとサービスのマッチング等を行います。 2. 第2層において、関係者間の情報共有及び連携・協働による生活支援等サービスの開発を推進するため、生活支援体制整備推進会議を運営します。 |

**1－１１　ファミリーサポートセンター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| １－１１－１  ファミリーサポートセンター運営事業 | 市内において育児に関する相互援助活動を行うことにより仕事と育児を両立できる環境を整備します。 | 1. 会員数の増加に向け周知を図るとともに、定期的に説明会等を開催します。 2. 相互援助活動の調整・把握を行います。 3. 相互援助に必要な知識を付与する講習会を開催します。 4. 会員同士の交流を深め、情報交換の場を提供します。 | 1. 広報誌やチラシ等の活用やイベントの開催を通して、引き続き事業の周知を行います。 2. アドバイザーを配置し、提供会員と依頼会員の調整を行います。 3. 提供会員に対し、必要となる講習会を開催します。 4. 交流の場として、交流会の開催を企画運営します。 |

**２　共同募金配分金事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| ２－１  高齢者福祉事業 | 誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうとする地区・ボランティア団体・市民活動団体を応援するため、共同募金の市配分金の一部を配分します。 | 1. ひとり暮らし高齢者交流事業を開催します。 2. 各団体に活動費を配分します。 | 1. ひとり暮らしの高齢者を対象に、年1回交流会を開催します。 2. ボランティア団体等に活動費を配分します。 |
| ２－２  障がい児・者福祉事業 | 1. ふれあいまつりを開催します。 2. 障がい者希望の旅を検討します。 3. 各団体に活動費を配分します。 | 1. 障がい者の交流の場として、ふれあいまつりを開催します。 2. 障がい者の外出の機会を確保するための取り組みについて検討します。（希望の旅） 3. ボランティア団体等に活動費を配分します。 |
| ２－３  児童・青少年福祉事業 |  | 1. 各団体に活動費を配分します。 | 1. ボランティア団体等に活動費を配分します。 |
| ２－４  住民全般福祉事業 | 1. 市社会福祉大会を開催します。 2. 緊急援護事業を行います。 3. 緊急食糧等提供支援を行います。 4. 情報紙を発行します。 5. 各団体に活動費を配分します。 | 1. 地域共生社会の実現のため、情報発信型で市社会福祉大会を開催します。 2. 災害援護金、緊急食糧提供等、緊急援護を必要とする事業に活用します。 3. 社協情報誌「ささえーるこもろ」を年5回発行します。 4. 市内各区等に活動費を配分します。 |

**３　障がい福祉サービス事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| ３-１  指定障がい児相談支援事業  (小諸市社協ホワイトぽてと) | 地域で暮らす18歳未満の身体に障がいのある児童又は知的障がいのある児童が、自立した日常生活、社会生活が営めるよう、計画を作成し継続支援します。 | 1. 障がい児の日常生活の能力向上につながるように、生活訓練や機能訓練等のニーズに基づいた計画を作成します。 2. 他職種、関係者と連携を図り、障がい児を取り巻く環境において、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。 | 1. 共生社会を実現するために行政、医療と保健、福祉等の連携を行い、社会資源を活用した幅広い視野で計画作成を行います。 2. 月平均35件を目標とします。   （指定障がい児10件・指定特定相談支援25件） |
| ３-２  指定特定相談支援事業  (小諸市社協ホワイトぽてと) | 地域で暮らす18歳以上の障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活が営めるよう、計画を作成し継続支援します。 | 1. 本人と面談し、生活への意向、心身状態を把握し、その人らしい自立した生活が継続できるように計画を作成します。 2. 他職種、関係者と連携を図り、障がい者を取り巻く環境において、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。 |
| ３-３  指定同行・行動援護事業  (小諸市社協ホームヘルパーステーション) | 1. 同行援護：（視覚障がい者）外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行います。 2. 行動援護：障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。 | 1. 有資格者が外出時に同行し、移動等に必要な支援を行います。 2. サービス等利用計画に基づき、利用者の在宅での自立生活が継続できるよう同行・行動援護計画の作成をします。 3. 地域との結びつきを重視し、市町村、保健医療、他障がい福祉サービス事業者との連携を図ります。 | 1. 同行援護事業   月利用平均2名を目標とします。   1. 行動援護事業   1日利用平均3名を目標とします。   1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。 |
| ３-４  指定障がい児通所支援事業多機能型  (社協アスパラキッズ) | 1. 児童発達支援   障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な支援を行います。   1. 放課後等デイサービス   障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、適切かつ効果的な支援を行います。 | 1. 一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画・児童発達支援計画(＝個別支援計画)に沿って発達支援を行います。 2. 地域社会への参加・包容を推進するため、子育て支援機関、学校、地域との連携を図りながら支援を行います。 3. 子供のニーズに応じて「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」を総合的に提供します。 | 1. 子ども本人の最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行います。 2. 児童発達支援：サービスの利用を要望する方へ的確な支援を行います。 3. 放課後等デイサービス   1日利用平均8名を目標とします。研修会に参加し、職員の支援の質の向上を目指します。  家族支援のため、家庭訪問や事業所内での相談対応を提案し、家庭連携加算や事業所内相談支援加算取得を目指します。  コロナ禍でも行えるイベントなどを模索し、家族や利用者に選ばれる事業所を目指します。 |
| ３-５  福祉有償運送サービス事業 | 通常、バスやタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な介護保険申請者及び障がい者手帳受給者等の外出の利便を図り、社会参加の促進を図ります。 | 講習会等受講した有資格者が指定の車両で社会参加の支援を行います。 | 1. 市や地域、関係機関と連携しながら支援の展開を行います。 2. 有資格者を増やすことで、必要時に対応できる体制を整えます。 3. 月平均40回を目標とします。 |

**４　地域包括支援センター運営事業**

**４－１地域包括支援センター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
|
| ４－１－１  総合相談支援業務 | 高齢者の生活に関する総合相談窓口機能を果たすとともに、課題解決ネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。 | 1. 関係機関に向けて総合相談窓口の周知に取り組みます。 2. 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。 | 1. 高齢者の生活に関する相談にワンストップで応じ、窓口機能を果たします。 2. 関係機関と多様なネットワークを構築し、そのネットワークの質を高め複合的な課題の解決を図ります。 |
| ４－１－２  権利擁護業務 | 高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等、高齢者の権利・利益の保護に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を作ります。 | 1. 関係機関と連携し、高齢者虐待防止に関する啓発活動を行います。また、虐待発生事案に関しては早期解消に向けた支援を行います。 2. 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。 | 1. 行政と連携し、高齢者虐待の早期発見に向けたネットワークを構築していきます。また、関係機関と連携し、高齢者虐待の早期解消に取り組みます。 2. 判断能力の低下した方の権利が守られるよう、成年後見制度等の活用を提案し、関係機関と連携します。 3. 消費者被害防止に向けて、関係機関と連携します。 |
| ４－１－３  包括的・継続的ケアマネジメント業務 | 介護支援専門員や地域の関係機関、医療機関、行政機関等との連携、社会資源の活用により、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。 | * 1. 介護支援専門員等専門職の相談の場となり、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門性を活かした支援を行います。   2. 行政と協働しながらケアプラン点検事業を実施し、適正なケアプラン作成について介護支援専門員と一緒に考えていきます。   3. 介護支援専門員連絡会の学習会や事例検討会等、自己研鑽につながる学習会の企画運営に取り組みます。 | 1. 各種会議や個別ケース等のやり取りを通して、介護支援専門員や介護保険施設等と相互理解を深めます。 2. ケアマネジメントに関する相談助言等を通して、介護給付適正化の一助となります。 3. 介護支援専門員等に地域包括ケアを見据えた議題提供を行い、共通意識を高め、地域生活課題の解決に取り組みます。 |
| ４－１－４  介護予防マネジメント業務及び第1号介護予防支援事業 | 高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐための取り組みをすすめます。 | 地域生活課題を把握するとともに、各種介護予防事業への助言提言など、企画・運営に参画します。 | 通所型サービスＢ（住民主体による支援）、通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）のマネジメントを通して、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎます。 |
| ４－１－５  認知症に関する取り組み | 認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。 | 1. 行政等と連携し、認知症サポーター養成、認知症サポーターキャラバンメイト活動を支援します。 2. 行政等と連携し、認知症ケアパスの普及啓発に取り組みます。 3. 認知症初期集中支援チームと連携し、医療機関へのつなぎや家族の負担軽減を図ります。 4. 認知症高齢者やその家族に関する支援体制の強化に向けたネットワーク構築を図ります。 | 1. 多様な機会、手段を活用し、認知症に関する正しい理解を推進します。 2. 認知症高齢者やその家族の不安を受け止めつつ、伴走型の支援に取り組みます。 3. 認知症高齢者支援に関連した仕組みづくりを行政・関係機関と共に進めます。 |
| ４－１－６  地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み | 行政、介護、保健、医療等の関係機関や、民生・児童委員や自治会、ボランティア等の地域住民と連携して、地域包括ケア体制の構築を推進します。 | 1. 地域ケア個別会議を実施し、地域生活課題解決に向けて取り組みます。 2. 介護と医療の連携推進会議に参加し、切れ目ない支援体制の構築を図ります。 3. 生活支援コーディネーターとの連携、生活支援体制整備推進会議へ参加し、地域生活課題の解決に向けた体制を作ります。 4. 在宅サービス調整会議等を通して多職種連携の土台作りに取り組みます。 5. 小諸市介護保険事業者等連絡会の事務局として介護保険事業者等の連携体制の構築に取り組みます。 | * + 1. 個別支援の中から共通する課題を抽出し、地域生活課題の見える化に取り組みます。     2. 身寄り、看取りの問題について関係者で課題共有し、解決に向けた取り組みをすすめます。     3. 地域共生社会の実現に向け、様々な関係者との情報共有を進め、支援者ネットワークの強化を図ります。 |

**４－２　介護給付事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| ４－２－１  介護予防ケアマネジメント事業 | 1. 利用者の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう支援します。 2. 重度化防止の視点を持って支援します。 3. 可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように利用者の力が引き出されるよう支援します。 | 1. 本人・家族の面接等を踏まえ、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 2. 本人と協働し、自立支援と重度化防止を目的としたケアプランを作成します。 3. サービス等の状況を把握し、事業所と情報共有及び連携を図ります。 4. 定期的に本人・家族と面談を行い、心身の状況などを把握し、ケアプランを見直します。 | 1. 自分ができることをできる限り自分で行うための支援を行うことで利用者の生活機能の維持向上が図れるよう支援をしていきます。 2. 一人ひとりの異なる目標や意欲を高める興味関心ごと探し、保険給付以外の各種の社会資源も活用します。 3. 社会資源を活用し、支援者間で連携・情報共有を図りながら、望む暮らしの実現を支援します。 |